平成３０年６月２０日成介第６８１号

成田市訪問介護における生活援助中心型サービスが規則で定める回数以上となる場合の届出に関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は，成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年条例第１０号。以下「条例」という。）第１５条第１項第２１号の規定による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

　（届出）

第２条　条例第１５条第１項第２１号の規定による届出は，生活援助中心型サービスが規則で定める回数以上となる場合の届出書（別記様式）に居宅サービス計画の写しを添えて行うものとする。

　（地域ケア会議）

第３条　市長は，前条の届出があったときは，当該居宅サービス計画に係る利用者の住所を担当する地域包括支援センターに，個別ケア会議の開催を依頼するものとする。

２　前項の規定による依頼を受けた地域包括支援センターは，個別ケア会議を開催して検討を行い，別に定めるところにより，市長に報告するものとする。

　（介護費用適正化事業）

第４条　市長は，届出書及び居宅サービス計画の写しの提出があったときは，必要に応じ，介護費用適正化事業を活用するものとする。

　（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

　この要綱は，平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（成介第３５４７号）

　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（成介第１０４７号）

　この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別記様式

生活援助中心型サービスが規則で定める回数以上となる場合の届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あて先）成田市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　届出者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

訪問介護における生活援助中心型サービスが規則で定める回数以上となるため，下記のとおり届け出ます。

記

　１　居宅介護支援事業の名称及び介護保険事業所番号

　２　居宅サービス計画の作成者の氏名

　３　規則で定める回数以上の訪問介護が必要な理由

※居宅サービス計画の写しを添付すること。また，居宅サービス計画に上記の理由を記載してある場合は，「居宅サービス計画に記載のとおり」とすれば足りる。